
佐賀県公立学校学習用端末
共同調達支援業務委託仕様書

佐賀県教育委員会事務局
教育 DX 推進グループ

1 委託業務名

佐賀県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託

2 目的

GIGA スクール構想の第2期を見据え、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、1人1台端末（以下「学習用端末」という。）の日常的な活用を進めるとともに、その更新に係る共同調達を行うための共同調達会議の円滑な運営や必要な支援を実施するもの。

佐賀県教育委員会事務局教育DX推進グループ（以下「県」という。）では令和6年度に共同調達支援業務を委託し共同調達会議を運営しているが、令和7年度も共同調達会議及び共同調達に向けて必要な業務が効果的かつ効率的に実施できるように運営や各業務等についてコンサルティング及び支援業務が必要であることから業務委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務履行場所

県が指定又は承認した場所

5 業務内容

（1）プロジェクト計画書の作成

本業務の目的、内容、進め方等について、県と受託者間で共有、合意するため、すべての業務内容を網羅する内容とし、以下の項目を含めてプロジェクト計画書を作成し、県の承諾を得ること。

なお、作成したプロジェクト計画書は、プロジェクトの進捗状況に応じ、必要に応じて見直すこととし、更新の都度、県の承認を得ること。

- ・プロジェクトの定義
- ・基本スケジュール
- ・業務実施内容
- ・成果物
- ・実施体制
- ・コミュニケーション計画等

（2）共同調達会議運営支援

本業務の目的を踏まえて、共同調達会議の運営に係る以下の業務を行うこと。

なお、共同調達会議は会議体の名称を問わず、県と市町で構成する端末調達に向けた会議体を指す。

ア 共同調達会議実施計画策定

受託者は、共同調達会議を実施するにあたり、県と調整のうえ、会議の日程、各回の検討内

容、参加者、開催方法等について実施計画を策定すること。

なお、令和7年度の共同調達会議は10回程度（月1回程度）の開催を見込んでおり、初回の会議は県主催で4月下旬頃に実施予定である。

また、基本的には市町の共同調達に関する担当者との協議により検討を進める想定である。別途、市町の教育長に向けて共同調達の方法や調達に向けての予定や仕様を報告すること等も1～2回（9月頃、2月頃）想定している。

イ 共同調達会議実施準備・運営

受託者は、共同調達会議実施前の事前打ち合わせに参加し、円滑で効果的な会議となるような内容の提案、検討課題に関する情報収集・課題管理、事前調査の結果集約・集計や会議資料の作成支援を行うこと。なお、会議内容の提案にあたっては、令和6年度に県が策定した教育DXの推進を目的としたグランドデザインや端末活用・校務DX推進に係るコンセプトを県域全体で活用するために必要な内容や端末調達にとどまらず全国的な先進的取組や校務分野における業務改善に向けた取組の共有、校務DXや端末活用に係る専門家の講師招聘など、ICTによる県内の学校教育の改善・底上げを意識すること。

共同調達会議は、対面又はオンライン開催（書面開催も可）とし、受託者が県と開催日時や方法の提案・調整をし、決定後は、県及び市町の参加者、参加方法、事前調査等を調整し開催日までにまとめること。開催日時の通知等は県で実施するが、開催場所確保や必要な機材等の手配や準備は受託者が実施すること。なお、1回の会議は40人程度の参加を見込んでいる。

受託者は、共同調達会議当日は事務局として出席し、以下に示す会議運営支援を行うこと。

- ・円滑かつ活発な意見交換を促進するため、会議の進行を支援すること。
- ・県の指示に基づき、事前に作成した会議資料等について説明すること。
- ・県の指示に基づき、会議参加者から発信された意見や協議内容を踏まえて資料を作成すること。
- ・議事録を作成し、共同調達会議後5開庁日以内に県に提出すること。

なお、県との日程調整時や、会議当日までの間に、県の別の事業の説明等が追加された場合は時間の配分等、考慮・調整すること。また、会議実施に係る費用については受託者側で負担すること。

(3) 学習用端末調達に係る共通仕様書等作成支援

共同調達会議の協議結果、各市町の調達に係る希望や意見、令和6年度調達自治体の実績等を踏まえ、県と協議のうえ令和6年度に作成したOSごとの共通仕様書の更新を行うこと。本業務による共通仕様書の対象は令和7年度（4市町及び県）及び8年度（14市町及び県）に共同調達を予定する県及び市町を主とするが、その先の共同調達を効率的に推進するため、その他の全ての市町分についても共通仕様書の大枠については整理すること。それ以外にも、その後の共同調達を効率的に推進するため、学習端末調達以外の独自調達（フィルタリングソフト、MDMソフト、キッキング等）に係る内容についても整理を行い、共同調達が円滑に進められるよう配慮を行うこと。

また、調達方式（リース・購入やOS、競争方式）毎の調達のフロー、オプトアウトの整理、各スケジュール等の共同調達を円滑に実施するために必要な概要説明資料の作成等、共同調達に係る資料を県の指示に基づき作成すること。その際、必要に応じてメーカーや販売事業者等との調整や各都道府県の共同調達事例等の情報収集を実施すること。

なお、令和8年度に共同調達を予定する市町は、令和7年6月末をめどに、次年度予算の要求方針を確定させる必要があり、共通仕様の大枠を示したうえで、メーカー、販売事業者等の端末納品状況を踏まえた令和8年度導入スケジュール感についても助言すること。

（4）共同調達に係る県及び市町への支援

県内市町が共同調達会議に参加し共同調達に関する協議を推進するにあたって必要な県及び市町への支援について、県に提案し了承を得たうえで支援を行うこと。

（県及び市町への支援の例）

- ・ 端末調達に係る手続きや納品対応、端末活用に向けた支援
- ・ 文部科学省の共同調達に関する資料に係る県や市町の質問に対する該当箇所や資料の回答
- ・ 県が作成した共同調達に関する資料に係る市町の質問に対する回答
- ・ 令和6年度に県及び市町が策定・公表した各種計画の遂行に有用な全国の好事例の提供
- ・ 令和6年度に県及び市町が策定・公表した各種計画における見直し、改善の支援
- ・ 令和7年度対象市町における補助金申請手続きにおける県の審査に係る支援（必要に応じて令和8年度分も含むこと）
- ・ 令和7年度共同調達の事業者決定後のPMO支援（必要に応じて令和8年度分も含むこと）

（5）県と市町の連絡体制の整備

県及び市町の担当者は、共同調達を実施するにあたり連携を密にする必要があるため、リアルタイムに情報共有を可能とするツールを提案し整備すること。その際に必要となるアカウントは受注者側にて準備すること。また、その際に発生する費用は受注者側で負担すること。

過去の通知や会議資料がいつでも確認でき、掲示板やお知らせ機能を有するクラウド上のサービス内容を想定しているが、目的が達成できればツール内容の詳細は問わない。

（6）定例報告、その他打ち合わせの実施

本業務の円滑な実施を図るため、定例報告（進捗状況及び課題管理状況等）のほか、随時打ち合わせを実施すること。

開催頻度（隔週以上を想定）や方法は県と協議のうえ実施することとし、実施後は議事録を作成し、5開庁日以内に県に提出すること。

6 成果物

成果物は以下のとおりとし、電子データ（CD-R 又は DVD-R 等）で提出すること。なお、原本のファイルフォーマットは、MicrosoftOffice（Word、Excel、PowerPoint）で読み込みできるように作成し、PDF ファイルは AdobeReader で読み込み可能なデータ形式とすること。

また、これ以外に県と協議のうえで必要と認められる場合は、別途中間成果物として納品を行うこと。必要となる中間成果物及び粒度等の詳細は県と協議のうえ決定するものとする。

納品場所は、佐賀県教育委員会事務局教育 DX 推進グループとする。

番号	成果物	納期
1	プロジェクト計画書	契約締結日から 10 開庁日以内
2	共同調達会議実施計画	契約締結日から 10 開庁日以内
3	共同調達会議資料	会議開催の都度
4	共同調達会議議事録	会議開催後 5 開庁日以内
5	共同調達に係る共通仕様書（案） （共同調達に係る各種概要資料、共同調達に係る県及び市町の支援資料等を含む）	契約後示す
6	課題管理表	契約後示す
7	その他、打ち合わせ議事録等	その都度、実施後 5 開庁日以内

7 受託者に必要な要件

- (1) 本業務を受託した場合、県の公立学校学習用端末共同調達案件を受託することおよびその受託者から再委託を受けることはできないものとする。ここでいう事業者の範囲は、グループ会社、関係会社、出資先のほか、公立学校学習用端末共同調達案件に関連する事業につき受託者との契約関係を有する一切の事業者を含むものとする。
- (2) 本業務を実施する組織・部門において、ISMS、ISO/IEC27001、JIS Q27001 のいずれかに関する情報セキュリティ規格を参加資格確認申請書提出時点で取得していること。
- (3) 教育現場におけるシステムや端末調達業務に精通しており、適切な技術支援が実施できること。
- (4) 受託者は GIGA 第 2 期を見据えた学習用端末共同調達支援業務を受託するなど、専門的な知識や自治体との調整経験を有する者であることが望ましい。
- (5) 受託者は、本業務に主として従事する業務責任者（県や市町に主として支援する者）については専任とし、提案書に基づくプレゼンテーションは、この業務責任者となる予定の者が行うこととする。

なお、業務責任者は以下のような要件を満たす者を選任することが望ましい。

- ア 都道府県や市町村等が発注する学校の ICT 環境整備におけるプロジェクトに実務責任者として従事した経験を有すること。
- イ GIGA スクール構想第 1 期において、端末の共同調達や単独調達業務に従事した経験を有すること。
- ウ 学習用端末調達に関する計画及び調達仕様書作成の知見及び経験を有すること。
- エ 教育情報セキュリティポリシーなど官公庁におけるセキュリティの知見及び経験を有すること。

※上記要件を満たす場合、契約書や業務計画書等、証明できる書類を提案書に含めること。

8 その他

- (1) 本事業において受託者は、主体的に提案や業務支援等の取組をし、共同調達会議及び共同調達に向けて必要な業務が効果的かつ効率的に実施できるように運営や各業務について県を支援しなければならない。
- (2) 本事業において受託者は、文部科学省や県のGIGAスクール構想の実現や、共同調達に関する各種資料について理解した上で業務を行うこと。

なお、県が所持する共同調達に関する関係資料については、契約締結後、随時提供する。

(参考サイト)

- ・GIGA スクール構想の実現（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm

- ・基金による1人1台端末の更新について（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html

- (3) 本事業において受託者は、共同調達に関わる様々な関係機関と主体的に調整を行うこと。特に令和6年度本業務受託者との引継ぎ（情報共有ツール内のデータ移行等も含む）は確実に実施し県及び市町が混乱することのないようにすること。
- (4) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。この場合において、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、県に報告し、及び承認を受けること。
- (5) 各種成果物の所有権・使用权・著作権は県に帰属するものとし、県は、各種会議等で資料を自由に利用可能とする。
- (6) 検収後1年間において、納入成果物に契約不適合箇所があることが判明した場合には、受託者の責任及び負担において、県が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。
- (7) 受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (8) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (9) その他、記載のない事項については、県と協議すること。